

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>(契約の概要) 高年齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所予定者や被疑者・被告人を対象に、出所又は釈放後直ちに福祉サービスへつなげるための支援を行うもの。</p> <p>(特殊性の説明) 本業務は、保護観察所等の関係機関と連携して罪を犯した者等への支援を行うものであり、業務の実施に当たっては、刑事司法や更生保護についての理解や専門的知識が求められる。 また、支援対象者をその特性に応じて適切な福祉サービス等につなげるために、高齢者及び障がい者に対する支援・サービスについても、専門的知識を有している必要がある。 加えて、国の指針を踏まえ、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれと同等の能力を有する者を常勤職員として配置するよう求めており、要件を満たす職員を配置できる団体でなければ、本業務を実施することはできない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>社会福祉法人美谷会は、令和4年度から本業務を受託し、刑事司法・更生保護に関する専門的知識を有した社会福祉士等の職員を配置して業務を実施する体制を整備しており、適切に実施している。 また、同法人は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等を運営しており、各福祉分野の制度やサービスに精通していることから、支援対象者の特性に応じたきめ細かい支援を行うことができる。 これらのことから、同法人以外に、本業務の実施に必要な能力を有する者はいない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。